

教第37号議案

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則について  
神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年10月20日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

理由

神戸市学校体育施設予約システムを活用した中学校体育館の夜間開放を実施するにあたり、必要な事項を定めるため。

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則

神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この規則において「 <u>学校施設開放事業</u> 」とは、 <u>学校教育上支障がない範囲で、学校施設を市民の利用に供することにより、市民の健康増進、文化及び教養の向上に資するとともに、学校施設を生涯学習の拠点とすることを目的として行われる文化活動、スポーツ活動及び地域貢献事業等をいう。</u>	(用語の定義) 第2条 [略] 2 [略]

4 この規則において「学校施設開放運営委員会」とは、学校施設開放事業の実施主体として、地域の団体の代表等で構成される組織をいう。

5 この規則において「神戸市学校体育施設予約システム」とは、学校施設開放事業において、学校施設開放運営委員会による運営のほか、インターネットを介して学校施設の空き状況の確認、使用の申込み等学校施設の使用に関する事務を電子計算機により自動的に処理するシステムをいう。

(使用許可の条件)

第3条 [略]

2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する場合に許可することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると教育長が認める場合は、使用を許可しない。

(1)～(4) [略]

(使用料の免除・後納)

第6条 [略]

2 前項に掲げるもののほか、第3条第2項に規定する許可を受けた

(使用許可の条件)

第3条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると教育長が認める場合は、使用を許可しない。

(1)～(4) [略]

(使用料の免除・後納)

第6条 [略]

者が使用するときは、申請に基づき免除することができる。

3 [略]

(使用料の不還付)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、既納の使用料は、還付しない。

(1) [略]

(2) 第13条第1項第2号に規定する使用許可の撤回によるとき。

(神戸市学校体育施設予約システムの利用者登録の申請)

第8条 神戸市学校体育施設予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(1) 3人以上で構成される団体であり、かつ、その代表者が満18歳以上の者(高校生を除く。)であること。

(2) 当該団体の構成員の半数以上が、市内に在住、在勤又は在学する者であること。

(3) 当該団体が、学校施設開放事業の趣旨に沿った活動を行う団体であること。

第9条、第10条 [略]

2 [略]

(使用料の不還付)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、既納の使用料は、還付しない。

(1) [略]

(2) 第12条第1項第2号に規定する使用許可の撤回によるとき。

第8条、第9条 [略]

(使用許可事項の変更)

第11条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可書に記載した事項を変更しようとするときは、第9条の規定に準じて教育長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(使用者・利用者の遵守事項)

第12条 使用者その他学校施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 使用許可を受けた学校施設以外に立ち入らないこと。

(3) 火災及び盗難の防止に努め、危険な行為を行わないこと。

(4) 学校運営に支障を生じる行為をしないこと。

(5) 附属設備の設置、移動及び撤去は、原則として使用者において行うこと。

(6) 会場の準備、原状回復及び退室は、すべて許可された使用時間内において行うこと。

(使用許可事項の変更)

第10条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可書に記載した事項を変更しようとするときは、第8条の規定に準じて教育長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(使用者・利用者の遵守事項)

第11条 使用者その他学校施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用前に許可書を当該校園長に提示し、よく打ち合わせを行うこと。

(2) 学校内の物件を校外に持ち出さないこと。

(3) 学校内に物件を搬入しようとするときは、あらかじめ当該校園長の許可を受けること。

(4) 使用許可を受けた施設設備以外を使用しないこと。

(5) 許可なく飲食喫煙しないこと。

(6) 下足を用いる場所以外で下足を用いないこと。

<p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか 校 園長その他係員の指示に従うこ と。</u></p>	<p><u>(7) 準備及びあと始末は、使用を 許可された時間内に原則として 使用者が行うこと。</u></p> <p><u>(8) 許可なく学校内において物品 の販売、寄附の募集、宣伝等を 行わないこと。</u></p> <p><u>(9) 許可なくポスターの貼付、ビ ラの配布、旗幕の掲揚懸垂等を 行わないこと。</u></p> <p><u>(10) 使用者の主催する行事集会に 関し、火災及び盗難の防止、他 人に迷惑をかけるおそれがある 者に対する入場の拒否、必要に 応じた十分な整理員の配備等秩 序維持のために必要な注意を払 うこと。</u></p> <p><u>(11) 校園長その他係員の指示に従 うこと。</u></p>
<p><u>第13条～第15条</u> [略]</p>	<p><u>第12条～第14条</u> [略]</p>
<p>(学校施設開放事業)</p>	<p>(学校施設開放事業)</p>
<p><u>第16条 学校施設開放事業におい て、学校施設を使用する場合は、 第9条から第11条まで及び前条の 規定は適用しない。</u></p>	<p><u>第15条 学校開放事業に関すること については、この規則を適用しな い。</u></p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p><u>第17条</u> [略]</p>	<p><u>第16条</u> [略]</p>

様式1号から様式4号までを次のように定める。

太枠内に記入してください。

神戸市立学校施設目的外使用許可申請書

受付番号 No.

年 月 日

神戸市教育長あて

申請者

住 所：〒.....

職業又は団体名：.....

氏名（代表者）：.....

電 話 番 号：.....

下記の通り、学校施設使用の許可を申請いたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）【裏面抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供されることがあることを承諾します。

使用学校園	神戸市立 学校・幼稚園
行 事 名	
使用目的	
使用中の責任者	住所： 氏名： 電話：
使用日時	月 日（ 曜日）（午前・午後） 時 分～（午前・午後） 時 分
使用施設	講堂 体育館 家庭科教室 普通教室（ 室） 校庭 その他（ ）
特別設備	有・無
使用物件	有・無（机： 脚、椅子： 脚、その他： ）
参集人員	約 名（参集者の内容： ）
使用料免除申請	神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当

※以下、学校園使用欄

上記申請について、当校園において支障ありません。

年 月 日

神戸市立 学校・幼稚園 学校（園）長 氏名

※以下、教育委員会使用欄

使用区分	平日 土曜 日曜 祝日 / 午前 午後 夜間 午前・午後 午後・夜間 終日
使用料	円 使用料免除 有(第1・2・3号) 無 調定額 円
納入通知書番号	No. 調定(発行)日 月 日 納期限 月 日
備考	
上記申請について、使用の許可及び使用料を徴収・免除してよろしいか。	
決裁 年 月 日	課長 係長 担当
分類 . . . . 年保存	

この許可書は使用時に学校（園）長に提示してください。

神戸市立学校施設目的外使用許可書

受付番号 No.

年 月 日

神戸市教育長あて

申請者

住 所：〒.....

職業又は団体名：.....

氏名（代表者）：.....

電 話 番 号：.....

下記の通り、学校施設使用の許可を申請いたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）【裏面抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供されることがあることを承諾します。

使用学校園	神戸市立 学校・幼稚園
行 事 名	
使用目的	
使用中の責任者	住所： 氏名： 電話：
使用日時	月 日（曜日）（午前・午後）時 分～（午前・午後）時 分
使用施設	講堂 体育館 家庭科教室 普通教室（室） 校庭 その他（ ）
特別設備	有・無
使用物件	有・無（机： 脚、椅子： 脚、その他： ）
参集人員	約 名（参集者の内容： ）
使用料免除申請	神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当

上記申請について、使用を許可いたします。

また、使用にあたり、下記に使用料の記載がある場合は納期限までに納めてください。

年 月 日

神戸市教育長

印

使用区分	平日 土曜 日曜 祝日 / 午前 午後 夜間 午前・午後 午後・夜間 終日
	使 用 料 円
納入通知書番号	No. 調定（発行）日 月 日 納 期 限 月 日
使用条件	

（不服申立の教示）この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができる。

（取消訴訟の提起に関する事項の教示）この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市教育委員会 代表者 教育長）を被告として提起することができる。



この報告書は学校（園）にて保存してください。

神戸市立学校施設目的外使用許可通知書 兼 使用状況報告書（学校控）

受付番号 No.

年 月 日

神戸市教育長あて

申請者

住 所：〒.....

職業又は団体名：.....

氏名（代表者）：.....

電 話 番 号：.....

下記の通り、学校施設使用の許可を申請いたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）【裏面抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供されることがあることを承諾します。

使用学校園	神戸市立 学校・幼稚園
行 事 名	
使用目的	
使用中の責任者	住所： 氏名： 電話：
使用日時	月 日（曜日）（午前・午後）時 分～（午前・午後）時 分
使用施設	講堂 体育館 家庭科教室 普通教室（室）校庭 その他（）
特別設備	有・無
使用物件	有・無（机： 脚、椅子： 脚、その他：）
参集人員	約 名（参集者の内容：）
使用料免除申請	神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当

上記使用を許可しましたので、通知いたします。

年 月 日 神戸市教育長 (公印省略)

使用日	校長	教頭	係
年 月 日			
使用状況	施設損傷等：有（ ）・無 (使用状況の詳細)		
主たる事務従事者	住所	氏名	
従たる事務従事者	住所	氏名	

※この報告書は学校（園）にて保存し、次葉を教育委員会へ提出してください。

神戸市立学校施設目的外使用状況報告書

受付番号 No.

年 月 日

神戸市教育長あて

申請者

住 所：〒.....

職業又は団体名：.....

氏名（代表者）：.....

電 話 番 号：.....

下記の通り、学校施設使用の許可を申請いたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）【裏面抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報が警察等関係機関に提供されることがあることを承諾します。

使用学校園	神戸市立 学校・幼稚園
行 事 名	
使用目的	
使用中の責任者	住所： 氏名： 電話：
使用日時	月 日（曜日）（午前・午後）時 分～（午前・午後）時 分
使用施設	講堂 体育館 家庭科教室 普通教室（室） 校庭 その他（）
特別設備	有・無
使用物件	有・無（机： 脚、椅子： 脚、その他：）
参集人員	約 名（参集者の内容：）
使用料免除申請	神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当

下記の通り使用状況を報告いたします。

神戸市教育長 様

神戸市立 学校（園）長

使用日	年 月 日	
使用状況	施設損傷等：有（ ）・無 （使用状況の詳細）	
主たる事務従事者	住所	氏名
従たる事務従事者	住所	氏名

※この報告書を教育委員会へ提出してください。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に学校施設開放事業の実施のためになされた使用許可及び当該使用許可に係る使用料については、令和5年3月31日までの間は、この規則による改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による申請書等は、改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則の様式による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

## 神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則等の概要

### 1. 改正の趣旨

これまで、神戸市では、学校教育に支障のない範囲において、学校施設を地域住民の交流・生涯学習の拠点として開放する学校施設開放事業を実施してきました。

令和4年11月1日より、子供たちの体力・運動能力向上、市民の健康増進、開かれた親しみやすい学校づくりを一層進めるため、神戸市学校体育施設予約システム（以下「予約システム」という。）を活用した中学校体育館の夜間開放を実施します。

開放にあたっては、体育館の鍵をスマート化し予約システムと連動させることで、申請手続きや鍵の受け渡しを省力化した利便性の高い仕組みとします。

本事業の開始にあたり、必要となる事項等を定めます。



### 2. 改正等の概要

#### (1) 用語の定義を明確化

- ・学校施設開放事業：

市民の健康増進並びに文化及び教養の向上を図るとともに、学校施設を生涯学習の拠点とすることを目的として行われる文化活動、スポーツ活動等

- ・学校施設開放運営委員会：

学校施設開放事業の実施主体として、地域の団体の代表等で構成される組織

- ・神戸市学校体育施設予約システム：

学校施設開放事業において、インターネットを介して学校施設の空き状況の確認、使用の申込み等学校施設の使用に関する事務を電子計算機により自動的に処理するシステム

#### (2) 学校施設開放事業として学校施設を使用する場合の規定を追加

##### ① 使用許可

学校施設開放事業として使用する場合

② 使用料の免除

学校施設開放事業として使用する場合、申請に基づき免除

(3) 予約システムを使用する場合の規定を追加

① 使用団体の登録要件

- ・ 3人以上で構成される団体であり、かつ、その代表者が満18歳以上の者（高校生を除く）であること
- ・ 当該団体の構成員が、市内に在住、在勤又は在学する者が半数以上であること
- ・ 当該団体が、学校施設開放事業の趣旨に沿った活動を行う団体であること

② 学校施設の使用の手続き等

- ・ 予約の申込は抽選による申込と、抽選による予約確定後の先着順による申込がある
- ・ 使用団体の代表者が、居住する学校区内の学校施設の使用の申込を行う場合は、抽選による申込をすることができる

③ 学校施設を使用できる回数

- ・ 使用回数の上限：毎月5回

④ 遵守事項等

- ・ 真に使用する意思のない又は虚偽の予約を行わないこと
- ・ 使用が許可された後であっても、学校行事や災害対応等のやむを得ない理由により許可を取り消す場合があること。その場合、利用者に損害が生じても責は負わない

※②、③、④については、要綱で規定

(4) その他

申請等の手続きにおける事務負担軽減の観点から、以下の様式の押印を廃止する

- ① 様式第1号 神戸市立学校施設目的外使用許可申請書
- ② 様式第4号 神戸市立学校施設目的外使用状況報告書

3. 施行予定日

公布の日から施行